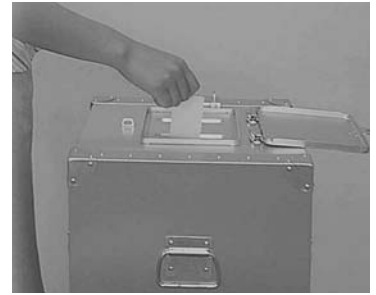


1月21日(日)は、 『山梨県知事選挙』の投票日です

山梨県知事選挙日程

告示 1月4日(木)
投票日 1月21日(日)
投票時間 午前7時～午後8時



【投票できる人】

住所要件

平成18年10月3日以前に都留市の住民基本台帳に記録され、引き続き住所を有している方

年齢要件

昭和62年1月22日以前に出生した方

★都留市の選挙人名簿に登録されている方で、平成18年10月4日以後に県内の外の市町村へ転出された方は、転出先の市町村で発行する「引き続き山梨県内に住所を有する証明書」(居住証明書)があれば本市で投票できます。

ただし、2度以上県内の市町村間で住所を移した方は投票できません。(例えば、A町からB町に移動し、その後C町に移動した方)

★都留市以外の選挙人名簿に登録されている方で、平成18年9月21日から10月3日までの間に、都留市に転入し、かつ住民基本台帳に登録された方は、以前お住まいの市町村の選挙管理委員会から「選挙のお知らせ」が送付される場合がありますが、都留市の選挙人名簿に登録されますので、都留市で投票することとなります。

★山梨県知事選挙ですので、県外へ転出した方は、投票できません。

【期日前投票】

投票日当日に、仕事やその他の理由で投票所に行って投票できない方は、期日前投票をすることができます。

期間 1月5日(金)から20日(土)まで(土・日も可)
毎日午前8時30分から午後8時まで

場所 市役所1階 ロビー

【不在者投票】

不在者投票をすることができる指定を受けた病院などの施設や、旅行(滞在)先の市区町村選挙管理委員会でも、不在者投票が行えます。

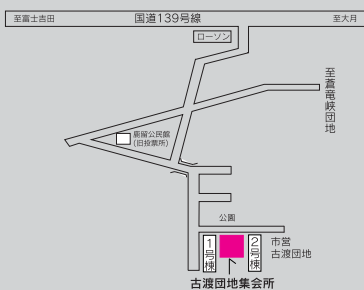
また、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の要件に該当する方、及び介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方は、必要な手続きをすれば郵便などによる不在者投票をすることができます。

くわしくは、選挙管理委員会へお早めにお問い合わせください。

鹿留(沖・宮下・古渡) 地区の皆様へ

投票所が変更されます

第15投票所は、古渡団地集会所(鹿留2,122番地)です。お問い合わせのないようお願いいたします。



20代の投票立会人を募集

お気軽にご応募ください。

応募方法は、はがき、電話またはEメールで住所、氏名、電話番号をお知らせください。



東桂小 6年 梶原由有



谷一小 1年 庄司愛理

ポスター

「そのチャンス むだにしないで さあ投票」
谷一小 5年 上田 真由
「せんきよつて たいせつなんだね わたしにも」
禾二小 2年 佐野 風音

各部門の入選者 キャッチフレーズ

今年度も県・市選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会などが県内の小・中学校から募集したところ、本市からポスターが123点(小学生93点、中学生30点)、キャッチフレーズが347点(小学校308点、中学校39点)の応募がありました。県内市町村から多数の応募があった中、次の方が佳作に入選されました。おめでとございます。



18年度入選者決定
明るい選挙啓発ポスター及びキャッチフレーズ